

受託契約準則の変更

新 条 文	旧 条 文
<p>第 4 章 反対売買又は受渡しによる決済等</p>	<p>第 4 章 反対売買又は受渡しによる決済等</p>
<p>(反対売買による決済)</p> <p>第15条 受託会員は、委託を受けた取引について、委託者の指示により、これを転売又は買戻しをしたときは、その約定値段等により差引損益金を計算するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、当該転売又は買戻しに該当する既存の取引が2以上あるときは、特に委託者の指示がない限り、既存の取引の成立の古い順序に従って転売又は買戻しをするものとする。</p> <p>3 受託会員は、委託を受けた取引で当月限に係るものについて、当該委託者から当月限納会日の前営業日の午後5時45分までにその指示がないときは、当該当月限納会日の売買立会の始めの約定値段の決定時において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</p> <p>4 第1項の規定は、前条第1項、本条第3項、次条第2項、第24条又は第26条第1項、第2項若しくは第3項の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。</p>	<p>(反対売買による決済)</p> <p>第15条 受託会員は、委託を受けた取引について、委託者の指示により、これを転売又は買戻しをしたときは、その約定値段等により差引損益金を計算するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、当該転売又は買戻しに該当する既存の取引が2以上あるときは、特に委託者の指示がない限り、既存の取引の成立の古い順序に従って転売又は買戻しをするものとする。</p> <p>3 受託会員は、委託を受けた取引で当月限に係るものについて、当該委託者から当月限納会日の前営業日の午後5時までまでにその指示がないときは、当該当月限納会日の売買立会の始めの約定値段の決定時において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</p> <p>4 第1項の規定は、前条第1項、本条第3項、次条第2項、第24条又は第26条第1項、第2項若しくは第3項の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。</p>
<p>(受渡しによる決済)</p> <p>第16条 委託者は、当月限納会日の前営業日の午後5時45分までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。この場合において、買方である委託者は当月限受渡日の前営業日の午後5時45分までに当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託会員に差し入れるものとする。</p> <p>2 委託者が前項の日時までに倉荷証券又は総取引金額を差し入れないときは、受託会員は、当月限納会日の売買立会の始めの約定値段の決定時において、当該取引を当該委託者の計算において</p>	<p>(受渡しによる決済)</p> <p>第16条 委託者は、当月限納会日の前営業日の午後5時までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。この場合において、買方である委託者は当月限受渡日の前営業日の午後5時までに当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託会員に差し入れるものとする。</p> <p>2 委託者が前項の日時までに倉荷証券又は総取引金額を差し入れないときは、受託会員は、当月限納会日の売買立会の始めの約定値段の決定時において、当該取引を当該委託者の計算において</p>

新 条 文	旧 条 文
<p>転売又は買戻しにより処分するものとする。</p> <p>3 受託会員が適当と認める者にあつては、本条第1項の規定にかかわらず、当月限納会日の翌営業日正午までに、売方である委託者は売付けに係る倉荷証券を、買方である委託者は買付けに係る受渡代金を受託会員に差し入れることができる。</p> <p>4 受託会員は、当該委託者が前項による受渡しを履行しないときは、本所の商品市場における受渡しにより取得した倉荷証券又は受渡代金を当該委託者の計算において処分することができる。</p> <p>5 受託会員は、委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、本所の商品市場における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を、買方である委託者に対しては本所の商品市場における受渡しにおいて受領した倉荷証券を交付しなければならない。この場合において、買方である委託者が2人以上であり本所の商品市場における受渡しにおいて受領した倉荷証券の内容が異なるときは、抽せんその他の方法により公平に配分しなければならない。</p> <p>6 委託者は、受方の同意を得て倉荷証券によらずして受渡しによる決済を行うことができる。この場合において、委託者は、当月限納会日から起算して2営業日前までに、その旨を受託会員に通知しなければならない。</p> <p>7 前各項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。</p>	<p>転売又は買戻しにより処分するものとする。</p> <p>3 受託会員が適当と認める者にあつては、本条第1項の規定にかかわらず、当月限納会日の翌営業日正午までに、売方である委託者は売付けに係る倉荷証券を、買方である委託者は買付けに係る受渡代金を受託会員に差し入れることができる。</p> <p>4 受託会員は、当該委託者が前項による受渡しを履行しないときは、本所の商品市場における受渡しにより取得した倉荷証券又は受渡代金を当該委託者の計算において処分することができる。</p> <p>5 受託会員は、委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、本所の商品市場における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を、買方である委託者に対しては本所の商品市場における受渡しにおいて受領した倉荷証券を交付しなければならない。この場合において、買方である委託者が2人以上であり本所の商品市場における受渡しにおいて受領した倉荷証券の内容が異なるときは、抽せんその他の方法により公平に配分しなければならない。</p> <p>6 委託者は、受方の同意を得て倉荷証券によらずして受渡しによる決済を行うことができる。この場合において、委託者は、当月限納会日から起算して2営業日前までに、その旨を受託会員に通知しなければならない。</p> <p>7 前各項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。</p>
<p>第9章 商品市場の特例</p>	<p>第9章 商品市場の特例</p>
<p>第2節 石油市場の特例</p>	<p>第2節 石油市場の特例</p>
<p>(取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期の特例)</p> <p>第43条 前条第1号から第4号に掲げる取引証拠金については、その額は第11条第2項から第6項を、その受託会員への差し入れ又は預託時期は、同条第2項、第7項及び第8項を適用し、前条第</p>	<p>(取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期の特例)</p> <p>第43条 前条第1号から第4号に掲げる取引証拠金については、その額は第11条第2項から第6項を、その受託会員への差し入れ又は預託時期は、同条第2項、第7項及び第8項を適用し、前条第</p>

新 条 文	旧 条 文
<p>5号に掲げる取引証拠金の額及びその差し入れ又は預託時期は、次項に定めるところによるものとし、第11条の証拠金預託必要額の計算の対象外とする。</p> <p>2 取引受渡証拠金の額は、本所の定めた額とし、委託者は、取引を受渡しにより決済しようとするときは、取引受渡証拠金を当月限納会日(申告受渡にあつては、当該決定日)から本所の定める日までの間差し入れ又は預託するものとする。ただし、買方の委託者であつて当該受渡しに係る総取引金額を当月限納会日の前営業日の午後5時45分までに受託会員に差し入れた場合は除く。</p> <p>(ガソリン、灯油の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第45条 ガソリン、灯油の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条の規定にかかわらず本条の規定により行うものとする。</p> <p>2 売方である委託者は、以下のとおり行うものとする。 当月限納会日の前営業日の午後5時45分までに、当該売付けを受渡しにより行うことを保証する書面等及び出荷依頼書等を受託会員に差し入れるものとする。ただし、受託会員は、売方の委託者より出荷依頼書等に代えて当該売付けに係る総取引金額相当額を取引受渡証拠金として預託を受けることができる。 出荷依頼書等に代えて当該売付けに係る総取引金額相当額を取引受渡証拠金として差し入れ又は預託している場合は、当月限受渡日の前々営業日の午後5時45分までに出荷依頼書等を受託会員に差し入れるものとする。 受託会員が適当と認める者にあつては、第1号の規定にかかわらず、当月限受渡日の前々営業日の午後5時45分までに、出荷依頼書等を受託会員に差し入れることができる。</p> <p>3 買方である委託者は、以下のとおり行うものとする。 当月限納会日の前営業日の午後5時45分までに、買付けに係る総取引金額(ガソリンにあつては、受渡数量に見合う揮発油税及び地方道路税の税額分として加算した金額(以下「ガソリ</p>	<p>5号に掲げる取引証拠金の額及びその差し入れ又は預託時期は、次項に定めるところによるものとし、第11条の証拠金預託必要額の計算の対象外とする。</p> <p>2 取引受渡証拠金の額は、本所の定めた額とし、委託者は、取引を受渡しにより決済しようとするときは、取引受渡証拠金を当月限納会日(申告受渡にあつては、当該決定日)から本所の定める日までの間差し入れ又は預託するものとする。ただし、買方の委託者であつて当該受渡しに係る総取引金額を当月限納会日の前営業日の午後5時までまでに受託会員に差し入れた場合は除く。</p> <p>(ガソリン、灯油の受渡しによる決済の特例)</p> <p>第45条 ガソリン、灯油の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第16条の規定にかかわらず本条の規定により行うものとする。</p> <p>2 売方である委託者は、以下のとおり行うものとする。 当月限納会日の前営業日の午後5時までまでに、当該売付けを受渡しにより行うことを保証する書面等及び出荷依頼書等を受託会員に差し入れるものとする。ただし、受託会員は、売方の委託者より出荷依頼書等に代えて当該売付けに係る総取引金額相当額を取引受渡証拠金として預託を受けることができる。 出荷依頼書等に代えて当該売付けに係る総取引金額相当額を取引受渡証拠金として差し入れ又は預託している場合は、当月限受渡日の前々営業日の午後5時までまでに出荷依頼書等を受託会員に差し入れるものとする。 受託会員が適当と認める者にあつては、第1号の規定にかかわらず、当月限受渡日の前々営業日の午後5時までまでに、出荷依頼書等を受託会員に差し入れることができる。</p> <p>3 買方である委託者は、以下のとおり行うものとする。 当月限納会日の前営業日の午後5時までまでに、買付けに係る総取引金額(ガソリンにあつては、受渡数量に見合う揮発油税及び地方道路税の税額分として加算した金額(以下「ガソリン税」</p>

新 条 文	旧 条 文
<p>ン税」という。)を含む。以下本条において同じ。)を受託会員に差し入れるものとする。</p> <p>受託会員が適当と認める者にあつては、前項の規定にかかわらず、当月限受渡日の前々営業日の午後5時45分までに、買付けに係る総取引金額を受託会員に差し入れることができる。</p> <p>当月限受渡日の前々営業日の午後5時45分までに買付けの受渡代金(ガソリン税を含む。以下本条において同じ。)に係る消費税に相当する金額を受託会員に差し入れるものとする。</p> <p>受渡日の翌々営業日正午までに受渡完了通知書を受託会員に差し入れるものとする。</p> <p>4 受託会員は、納会日の前営業日の午後5時45分までに、委託者が売方であるときは第2項第1号に定めるもの、委託者が買方であるときは第3項第1号に定めるものを受託会員に差し入れないときは、当月限納会日の売買立会の始めの約定値段の決定時において、当該取引を委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</p> <p>5 受託会員は、委託者が受渡しを履行しないときは、本所の商品市場における受渡しにより取得した出荷依頼書等及び受渡代金を当該委託者の計算において処分することができる。</p> <p>6 受託会員は、委託を受けた取引で受渡しにより決済(受渡しの一部が終了した場合を含む。)するものについて以下のとおり行うものとする。</p> <p>買方である委託者に対しては、受渡日の前営業日までに本所の商品市場における受渡しにおいて受領した出荷依頼書等を交付しなければならない。</p> <p>本所の商品市場における受渡しにおいてそれぞれ相違する複数枚数の受渡品の割当てを受けた場合、買方である委託者が2人以上いるときは抽せんその他の方法により受渡品を公平に配分しなければならない。</p> <p>売方である委託者に対しては、本所の商品市場における受渡しにおいて受領した受渡代金及び受渡代金に係る消費税に相当する金額(以下本条において「受渡代金等」という。)につ</p>	<p>という。)を含む。以下本条において同じ。)を受託会員に差し入れるものとする。</p> <p>受託会員が適当と認める者にあつては、前項の規定にかかわらず、当月限受渡日の前々営業日の午後5時までに、買付けに係る総取引金額を受託会員に差し入れることができる。</p> <p>当月限受渡日の前々営業日の午後5時までに買付けの受渡代金(ガソリン税を含む。以下本条において同じ。)に係る消費税に相当する金額を受託会員に差し入れるものとする。</p> <p>受渡日の翌々営業日正午までに受渡完了通知書を受託会員に差し入れるものとする。</p> <p>4 受託会員は、納会日の前営業日の午後5時までに、委託者が売方であるときは第2項第1号に定めるもの、委託者が買方であるときは第3項第1号に定めるものを受託会員に差し入れないときは、当月限納会日の売買立会の始めの約定値段の決定時において、当該取引を委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。</p> <p>5 受託会員は、委託者が受渡しを履行しないときは、本所の商品市場における受渡しにより取得した出荷依頼書等及び受渡代金を当該委託者の計算において処分することができる。</p> <p>6 受託会員は、委託を受けた取引で受渡しにより決済(受渡しの一部が終了した場合を含む。)するものについて以下のとおり行うものとする。</p> <p>買方である委託者に対しては、受渡日の前営業日までに本所の商品市場における受渡しにおいて受領した出荷依頼書等を交付しなければならない。</p> <p>本所の商品市場における受渡しにおいてそれぞれ相違する複数枚数の受渡品の割当てを受けた場合、買方である委託者が2人以上いるときは抽せんその他の方法により受渡品を公平に配分しなければならない。</p> <p>売方である委託者に対しては、本所の商品市場における受渡しにおいて受領した受渡代金及び受渡代金に係る消費税に相当する金額(以下本条において「受渡代金等」という。)につ</p>

新 条 文	旧 条 文
<p>いて、遅滞なく交付しなければならない。</p> <p>7 受渡数量と受渡品の量目との間に本所が定める範囲内で過不足が生じた場合、受託会員は当該増量分若しくは当該減量分に係る受渡代金等の受払いを以下のとおり行うものとする。</p> <p>受渡品の量目が増量した場合</p> <p>ア 買方である委託者から、当月限最終受渡日の3営業日後の午前10時までに当該増量分に係る受渡代金等の差し入れを受けるものとする。</p> <p>イ 売方である委託者に対して、前項第3号の規定に基づき当該増量分に係る受渡代金等を交付するものとする。</p> <p>受渡品の量目が減量した場合</p> <p>ア 買方である委託者に対して、本所の商品市場における受渡しにおいて受領した当該減量分に係る受渡代金等を受領した後、遅滞なく交付するものとする。</p> <p>イ 売方である委託者に対して、当該減量分に係る受渡代金等を減じて前項第3号の規定に基づき受渡代金等を交付するものとする。</p> <p>8 前各項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。</p> <p>附則</p> <p>平成19年9月19日開催の理事会において議決された第15条(反対売買による決済)、第16条(受渡しによる決済)、第43条(取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期の特例)及び第45条(ガソリン、灯油の受渡しによる決済の特例)の変更規定は、経済産業大臣の認可の日(平成19年10月1日)から施行し、平成20年1月7日から実施する。</p>	<p>いて、遅滞なく交付しなければならない。</p> <p>7 受渡数量と受渡品の量目との間に本所が定める範囲内で過不足が生じた場合、受託会員は当該増量分若しくは当該減量分に係る受渡代金等の受払いを以下のとおり行うものとする。</p> <p>受渡品の量目が増量した場合</p> <p>ア 買方である委託者から、当月限最終受渡日の3営業日後の午前10時までに当該増量分に係る受渡代金等の差し入れを受けるものとする。</p> <p>イ 売方である委託者に対して、前項第3号の規定に基づき当該増量分に係る受渡代金等を交付するものとする。</p> <p>受渡品の量目が減量した場合</p> <p>ア 買方である委託者に対して、本所の商品市場における受渡しにおいて受領した当該減量分に係る受渡代金等を受領した後、遅滞なく交付するものとする。</p> <p>イ 売方である委託者に対して、当該減量分に係る受渡代金等を減じて前項第3号の規定に基づき受渡代金等を交付するものとする。</p> <p>8 前各項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。</p>